

22年7月  
から適用

# 障害者雇用促進法の改正による 平成22年7月からの施行部分のポイント

平成21年4月から段階的に「改正障害者雇用促進法」が施行されています。  
企業のみならず、障害のある方の雇用に関する重要な事項が変わっています。

以下の部分が、平成22年7月からの施行となります。

詳しくは、ハローワーク、兵庫労働局にお問い合わせください。

## 1 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大

### 改正 Point

#### 障害者雇用納付金制度の対象事業主が変わります

平成22年6月	まで	常用労働者数が	<u>301人以上</u>	の事業主
平成22年7月	から	常用労働者数が	<u>200人を超える</u>	事業主
平成27年4月	から	常用労働者数が	<u>100人を超える</u>	事業主

### 納付金額の単価

雇用すべき障害者数から1人不足するごとに月5万円です。

ただし、以下の規模の事業主は、右の減額特例期間中は月4万円になります。

200人を超えて300人以下の事業主	平成22年7月から平成27年6月まで
100人を超えて200人以下の事業主	平成27年4月から平成32年3月まで

人数は、常用雇用労働者数を表します。

### Check Point

#### 障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用納付金制度とは、事業主間の経済的負担を調整する観点から、雇用障害者数が法定雇用率（1.8％）に満たない事業主から、その雇用すべき障害者が1人不足するごとに、1月あたり5万円を徴収し、それを原資として、法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対する障害者雇用調整金（超過1人につき、1月あたり2万7千円）や助成金等を支給する仕組みです。この納付金の徴収は、昭和52年以降、経過措置として、常用労働者を301人以上雇用する事業主のみを対象としてきました。

## 2 障害者の短時間労働への対応

### 改正 Point

障害者雇用率制度における実雇用率のカウント方法が変わります。

身体障害者又は知的障害者である短時間労働者が雇用義務の対象となります。

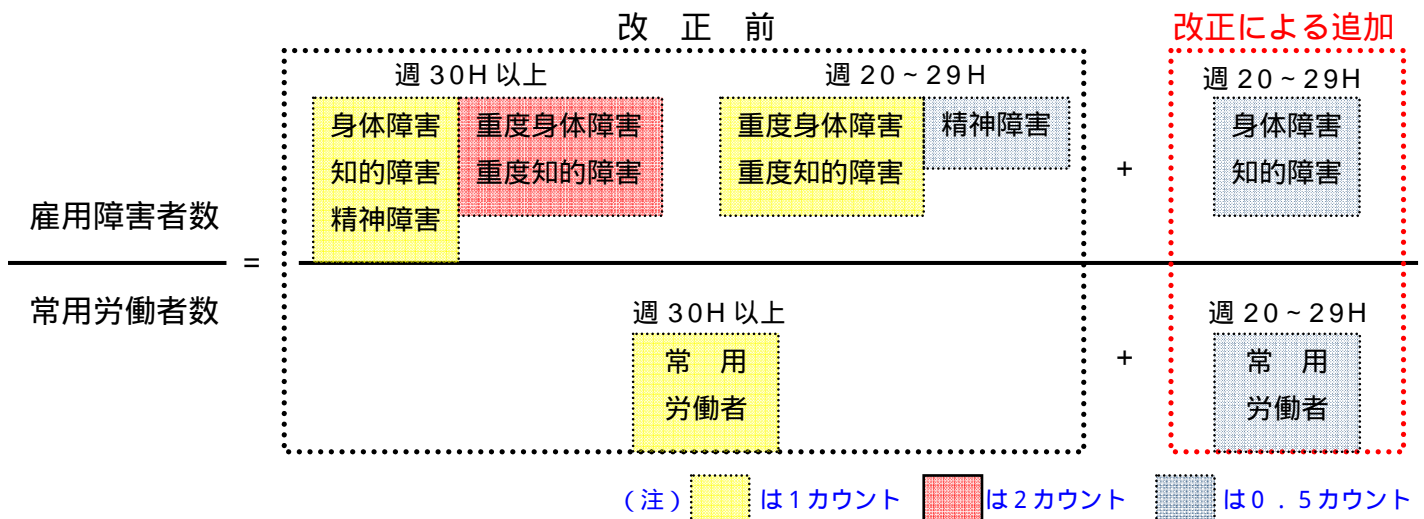
このことから、実雇用率の計算を行う場合、短時間労働者を分母に、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を分子にカウントします。

分母、分子ともに、実雇用率のカウントは**0.5カウント**となります。

平成22年7月から適用されます。

(注)短時間労働者とは、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の方です。

### 実雇用率の計算方法



### 雇用すべき障害者数の計算方法

#### 企業モデル

週所定労働時間が30時間以上の常用労働者(A)	220人
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の常用労働者(B)	120人

#### 計算方法

##### 【22年6月まで】

- ・常用労働者数

$$A = 220$$

- ・雇用すべき障害者数

$$A \times 1.8\% (\text{法定雇用率}) = 220 \times 0.018 = \underline{3人} (\text{小数点未満切り捨て})$$

##### 【22年7月以降】

- ・常用労働者数

$$A + (B \times 0.5) = 220 + (120 \times 0.5) = 280人 (C)$$

- ・雇用すべき障害者数

$$C \times 1.8\% (\text{法定雇用率}) = 280 \times 0.018 = \underline{5人} (\text{小数点未満切り捨て})$$

### 3 障害者雇用率制度における除外率制度の見直し

#### 見直し Point

#### 除外率を引き下げます。

全ての除外率設定業種を一律に10%ポイント引き下げること。  
公的機関に係る除外率も一律に10%ポイント引き下げること。  
平成22年7月より引き下げを行うこと。

#### Check Point

#### 除外率制度とは

雇用義務の対象となる障害者数を算出する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種の事業所について、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務の軽減をする制度です。

平成14年の障害者雇用促進法の改正で、除外率は段階的に廃止されることとなっており、平成16年4月には一律10%ポイントの引き下げが行われています。

障害者雇用義務数の計算例（常用雇用労働者が1,000人の企業の場合）

- ・除外率0%の企業  $(1,000人 - 1,000人 \times 0\%) \times 1.8\% = 18人$
- ・除外率40%の企業  $(1,000人 - 1,000人 \times 40\%) \times 1.8\% = 10人$

#### 兵庫県下ハローワーク等お問い合わせ一覧

ハローワーク	電 話
神戸	078-362-8609
(ハローワーク神戸)三田出張所	079-563-8609
灘	078-861-8609
尼崎	06-6428-0001
西宮	0798-75-6711
姫路【姫路本庁舎】	079-222-8609
姫路【姫路大手前庁舎】	079-222-4511
加古川	079-421-8609
伊丹	072-772-8609
明石	078-912-2277
豊岡	0796-23-3101

ハローワーク	電 話
(ハローワーク豊岡)香住出張所	0796-36-0136
(ハローワーク豊岡)八鹿出張所	079-662-2217
(ハローワーク豊岡)和田山分室	079-672-2116
西脇	0795-22-3181
洲本	0799-22-0620
柏原	0795-72-1070
(ハローワーク柏原)篠山出張所	079-552-0092
西神	078-991-1100
龍野	0791-62-0981
(ハローワーク龍野)相生出張所	0791-22-0920
(ハローワーク龍野)赤穂出張所	0791-42-2376

兵庫労働局職業対策課 078-367-0810